

政令第 号

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律の一部の
施行期日を定める政令

内閣は、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第五十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律第六条の規定の施行期日は、平成十五年三月十七日とする。

理由

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。